

政令第 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十四号）の施行に伴い、並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第二項第二号及び第三号、第三項並びに第四項第二号及び第三号並びに第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第八条とする。

第三条の見出しを「（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間）」に改め、同条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第七条とする。

第二条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間）

第六条 法第十条第一項の政令で定める期間は、別表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び同表の中欄に掲げる保管の場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

第一条中「ポリ塩化ビフェニル、」を「ポリ塩化ビフェニル原液、」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準)

第二条 法第二条第二項第二号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったものの重量に占める当該廃棄物に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、〇・五パーセントであることとする。

2 法第二条第二項第三号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののポリ塩化ビフェニルを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、環境省令で定める廃棄物の種類の区分に応じ、それぞれ環境省令で定める数値であることとする。

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品)

第三条 法第二条第三項の政令で定める製品は、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品であつて、環境大臣が定めるところによりポリ塩化ビフェニルを除去したもの(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)とする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準)

第四条 法第二条第四項第二号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルを含む油の重量に占める当該油に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、〇・五パーセントであることとする。

2 法第二条第四項第三号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のポリ塩化ビフェニルを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、環境省令で定める製品の種類の区分に応じ、それぞれ環境省令で定める数値であることとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第六条関係)

高濃度ポリ塩化ビフ エネルギー廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
一 廃ポリ塩化ビフ エネルギー等及び廃変 圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋 田県、山形県、福島県、茨城県、栃木 県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 、神奈川県、新潟県、富山県、石川県 、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県及び三重県の区域 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈 良県及び和歌山県の区域 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山 口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知 県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	平成二十八年八月一日から平成三十四 年三月三十一日まで 平成二十八年八月一日から平成三十三 年三月三十一日まで 平成二十八年八月一日から平成三十年 三月三十一日まで

	<p>二 前号に掲げるもの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物</p>	
<p>、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域</p>	<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域</p>	<p>岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿</p>
	<p>平成二十八年八月一日から平成三十五年三月三十一日まで</p>	<p>平成二十八年八月一日から平成三十三年三月三十一日まで</p>

備考

- 一 廃ポリ塩化ビフェニル等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。
- 二 廃変圧器等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。

附則

この政令は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年八月一日）から施行する。